

垂井町新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和5年3月7日

垂井町長 早野 博文

岐阜県では、病床使用率の低下や救急搬送困難事案が一定程度減少するなど医療負荷の状況が改善されつつあります。しかしながら、新型コロナウイルスの感染性、病原性は弱まったわけではないことから、3月13日以降については、県のマスク着用の考え方（※）に基づき適切に対応していただき、引き続き、第8波の終息を確かなものとするよう、感染防止対策を徹底して取り組むようお願いをしています。

本町では、これを受け、垂井町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、次のとおり取り扱うことと決定しました。

町民の皆さまには、引き続き、基本的な感染防止対策（手指衛生、密回避、換気、体調不良時の行動ストップ）を確実に実践していただき、次のことについてのご協力をお願いいたします。

- （1） 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出など、感染拡大につながる行動は慎重に
- （2） 飲食店での大声や長時間の飲食の回避とともに、大人数の会食への参加は慎重に
- （3） 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ることとし、夜間や休日における体調不良の際は、まずは専門WEBサイトや電話相談窓口の利用

また、町又は町に事務局を置く団体が主催するイベント・行事及

び町の施設の利用につきましては、感染対策として、別紙のとおり取り扱うこととします。

また、町職員のマスク着用については、当面の間、感染不安のある方への配慮や職員間での感染予防などのため、業務中のマスクの着用を継続します。

なお、ワクチン接種につきましては、これまでどおり、国や県、郡医師会と連携を図りながら、円滑な実施をしていきます。

町民の皆さまにおかれましては、引き続き、「オール垂井」の体制のもと、感染防止対策の徹底について、ご理解とご協力をお願いします。

※ マスク着用の考え方については、3月13日以降は、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになります。

「岐阜県におけるマスク着用の考え方について」に基づき、医療機関受診時などはマスク着用を推奨し、症状がある場合はマスク着用をお願いします。

なお、3月12日までは、これまでと同様に場面に応じた適切なマスクの着脱をお願いします。

| 項目 | 基本的な感染対策等 |
|------------|--|
| ①飛沫感染対策 | ○会場（座席、入退場口等の共用部）における参加者間の適切な距離の確保 |
| ②エアロゾル感染対策 | ○機械換気による常時換気又は窓開け換気 ※窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け。相対湿度の目安は40-70% |
| ③接触感染対策 | ○こまめな手洗や手指消毒の徹底 ○主催者側による施設内（座席、入退場口、トイレ等の共用部）の消毒の実施 |
| ④飲食時の感染対策 | ○飲食時の感染対策の周知 |
| ⑤その他の感染対策 | ○発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ ○出演者やスタッフによる、練習時・本番等における健康管理や必要に応じた検査等の実施 ○舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施 |

※各業界が定める業種別ガイドライン（策定されている場合）を遵守すること。